八の三　役員等賠償責任保険契約（法第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。）に関する事項
九　［略］
［4～7　略］
（計算書類に関する事項）
第三十条の十　法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。）が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの
［イ・ロ　略］
［二～五　略］
（募集事項）
第三十一条　法第六十一条第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
［一～四　略］
五　法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百十一条第二項本文（社債管理者の辞任）（法第六十一条の七の三第六項において読み替えて準用する会社法第七百十四条の七（社債管理者に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定するときは、法第六十一条の七第八項において読み替えて準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定する事由
六　法第六十一条の七の二の規定による委託に係る契約において法第六十一条の七の三第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は法に規定する社債管理補助者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容
七　法第六十一条の七の二の規定による委託に係る契約における法第六十一条の七の三第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容
（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）
第三十一条の二　法第六十一条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　［略］
二　社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所
三　［略］
（社債の種類）
第三十一条の四　法第六十一条の五において読み替えて準用する会社法第六百八十一条第一号（社債原簿）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
［一～五　略］
六　社債管理者を定めないこととするときは、その旨
［略］
八　社債管理補助者を定めることとするときは、その旨
九・十　［略］
十一　社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第六十一条の七の二の規定による委託に係る契約の内容
十二・十三　［略］

［号を加える。］
九　［同上］
［4～7　同上］
（計算書類に関する事項）
第三十条の十　［同上］
一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。）が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの
［イ・ロ　同上］
［二～五　同上］
（募集事項）
第三十一条　［同上］
［一～四　同上］
五　法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文（社債管理者の辞任）に規定するときは、法第六十一条の七第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定する事由
［号を加える。］
［号を加える。］
（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）
第三十一条の二　［同上］
一　［同上］
［号を加える。］
二　［同上］
（社債の種類）
第三十一条の四　［同上］
［一～五　同上］
［号を加える。］
六　［同上］
［号を加える。］
七・八　［同上］
［号を加える。］
九・十　［同上］